

労働災害防止並びに環境整備規定

平成 7年 4月 1日
平成19年 5月 1日
(株)江合リサイクルプラント

【目的】

本規定は、「安全なくして企業なし」の経営理念を基本として、いかにして災害の発生を未然に防止するかを定め、且つ快適な作業環境作りや周辺・自然環境に配慮した活動を定め、安全で快適である職場づくりの指針とするものである。

【労働災害防止規定】

一. 就職に際しての厳守事項

- 1 安全ミーティング : 当日の健康状態の確認及び危険作業のポイントを確認し注意を促す
- 2 ヘルメット着用 : 機械や重機でのぶつかりや落下飛来物から頭部を守る
- 3 安全靴の着用 : 重い物を足上へ落とした時の保護及び鉄筋類が足に刺さることへの防止
- 4 必要に応じて防塵めがね、マスクを使用する
- 5 免許証の携帯 : 有資格者作業の実践を確認できるようにする

二. 作業適格者の確認

- 1 定期健康診断の受診(年1回)
- 2 作業上注意を要する持病等の確認と対応の取り決め
- 3 作業者の血液型の表示(ヘルメット及び事務室表示)
- 4 救急処置法の体得(随時講習会を受講させる)

三. 緊急時(災害発生)の対応 (緊急時対応マニュアル別紙)

以下の連絡をすみやかに行うこと。

- 1 現場からの通報先 : 本社、救急車、病院
- 2 本社からの通報先 : 労働基準監督所、警察署

四. 安全作業マニュアル(別紙マニュアル書による)

【環境整備規定】

一. 騒音関係

- 1 機械設備等に変動が生じた場合には、設置時同様の騒音測定を行い周辺への影響を確認する
- 2 防音柵の破損の場合は速やかに修理する
- 3 作業中極力騒音の出ないように注意をする
- 4 毎年1回、騒音の測定をする

二. 粉塵関係

- 1 構内全般・進入道路等に散水作業を蜜に行う
- 2 極力構内、侵入路は速度を落として走行すること
- 3 風向旗を確認し、南向きの場合は破砕プラントは稼働させない

三. 水質関係

- 1 排水に油分が混入しないよう管理に注意する
- 2 雨水排水がスムーズになるよう側溝の清掃管理をする
- 3 毎年1回、水質の検査を実施する